

平成26年度第1回熊本県障害者施策推進審議会 議事録

1 日 時 平成26年5月21日（水）10時00分～11時40分

2 場 所 熊本テルサ 3階 たい樹

3 出席者

<委員> 20人中17人出席

(50音順)

相藤委員、石橋委員、岩崎委員、上川委員、菊池委員、楠委員、高木委員、高本委員、田中委員、津田委員、南摩委員、廣田委員、福岡委員、松永委員、三浦委員、最上委員、山崎委員

< 県 > 松葉健康福祉部長、田中子ども・障がい福祉局長

障がい者支援課 松永課長、井上審議員、新谷審議員、
邊田課長補佐、篠田課長補佐、牛島課長補佐、
橋本課長補佐、高三瀨課長補佐、内村課長補佐、
佐方主幹

(以下の課から担当者が出席)

広報課、交通政策課、健康福祉政策課福祉のまちづくり室、子ども未来課、
労働雇用課、産業人材育成課、道路保全課、都市計画課景観公園室、
住宅課、特別支援教育課

4 議事概要

(1) 開会あいさつ

(2) 議題

①第4期熊本県障がい者計画に関する施策の実施状況（総括）について

②第5期熊本県障がい者計画の体系（案）について

(3) その他

第5期熊本県障がい者計画策定スケジュール等について

(4) 閉会

5 議事内容

議題①：第4期熊本県障がい者計画に関する施策の実施状況（総括）について

※資料1により事務局から説明

（石橋会長）

第4期計画の実施状況の説明がありました。いかがでしょうか。数値目標は37項目ですけれども、それ以外についても、各施策については分厚い別冊資料もありますので、こちらも御覧になっていただきたいと思います。

どうぞ御自由に、御意見、御質問をお願いします。

なければ最初に私から、資料1の2ページの数値目標達成率50パーセント未満の項目は何だったのでしょうか。

（事務局）

数値目標達成率50パーセント未満のものは、資料1の4ページに書いておりますが、数値目標ナンバー9、自立訓練の機能訓練が達成率35.4パーセントとなっております。こちらは理由等もございませぬ。原因の分析等もしておりますので、担当の方から御説明させていただきます。

（石橋会長）

お願いします。

（事務局）

障がい者支援課でございます。自立訓練の機能訓練ですが、達成率が35.4パーセントということで、これは定員が52人だったのが15人減りまして、資料1には、平成25年度末の定員が35人と書いておりますが、すみません、正しくは37人でございます。

定員が15人減った内訳ですけれども、熊本市長嶺にあります県身体障害者能力開発センターの機能訓練が定員を15人減らしてございまして、その関係で達成率が下がっております。

定員を減らした理由なんですけれども、熊本市にも状況を聞いたのですが、自立訓練を必要とする方というのが、脳血管障がいが多いということで、ほとんどが40歳以上の方でして、そうなりますと介護保険が適用になりますので、介護保険優先ということで、障害福祉サービスの利用の対象となる方がそもそも少ないということです。

その他、交通事故などが原因で機能訓練を必要とする場合は障害福祉サービスの対象になるのですが、そのような場合は、病院に入院するとか、保険を使って医療を利用するというのが通常ですので、なかなか障害福祉サービスの利用にはつながらないという状況があります。

それから、障害福祉サービスを利用するためには、身体障害者手帳を持っているということになってはおりますけれども、通常、交通事故に伴うリハビリであれば、未だ障がいの固定とは言えなくて、身体障害者手帳を持っておられないということも、利用が伸びない原因と考えられます。

(石橋会長)

定員を減らされて、サービスを受けたい人が受けられないとなると大問題だけど、他のサービスが受けられるということですので、次期計画では、数値目標ナンバー9の項目については目標値をどうするかという、次の課題ということ考えておきましょう。

他にどうぞ。はい、どうぞ。

(三浦委員)

身障協の三浦と申します。今の関連事項なんですけれども、100パーセント達成をしているもの、達成率が非常に高いもの、それから達成率が非常に低いものに関しては、最終報告の時に、考えられる理由を少し明記していただくと、分かりやすい報告になるのかなと思いました。

それから、この機能訓練という事業そのものが、いくらか制度設計ミスのところがあるということを中央の方でも言うております。と言いますのが、国立のリハビリテーションセンターであればこれは機能していくのですけれども。有期限、期間がありますので、2年ほど利用して終わらなければならないというサービスです。あと、先ほどおっしゃっていた介護保険法など他法が優先で行われるので、事業所としては運営がかなり苦しい、ニーズがあっても利用者を確認できず困っているという事情もありますので、整理をし、目標設定していただければと思います。

(石橋会長)

計画改定時期の実施報告については、達成率のある程度低かったものについては、原因だけ書いたものを報告していただけると、次がやりやすいですね。次は考えておいてください。

他にどうぞ。

(最上委員)

県知的障がい者施設協会の最上です。ちょっとお尋ねしますけれども、4ページのところですが、ナンバー14の児童デイサービスの名称で報告が挙がっているところですが、これは児童発達支援事業の放課後等デイサービスの括りで整理されているということでしょうか。

(事務局)

はい。

(最上委員)

今厚生労働省の方で調べているんですけど、放課後等デイサービスが全国的に多くなり過ぎているという現状があるそうです。それで、サービスの内容が相当落ちてしまっている所があるというので、これをどうにかしなければいけないという問題があります。第5期計画の検討が進んでいく中で、児童発達支援事業の児童デイサービスと放課後等デイサービスを分けていくような考え方はございますでしょうか。

(事務局)

はい、この児童デイサービスにつきましては旧体系でございまして、現計画策定時には旧体系でありましたからこのようになっておりまして、その後児童福祉法が平成24年度に改正になり、事業の名称が変わり、委員から御説明いただいたように2体系に分かれたところがございます。次期計画については、当然このような御意見があるであろうと承知していたところでございます。

(石橋会長)

よろしいでしょうか。

(最上委員)

はい。

(石橋会長)

それでは他にありませんか。

私の方からいいですかね。8ページに「地域の縁がわ事業」が出ておりますけれども、私が何箇所か見たところ、高齢者の利用が多く、障がいのある方が利用されている姿をあまり見ないのだけど、障がいのある方の利用はどうですか。

(健康福祉政策課福祉のまちづくり室)

福祉のまちづくり室です。地域の縁がわは、昨年度末時点で443箇所となっております。各地域の縁がわには、地域の住民の方々子どもから高齢者まで、誰がというのを限定せずに御利用いただけるようにしていただきをお願いしております。実際に何人利用されているかというところは調査をしておりますので、障がいのある方が何人利用されておりますという数字は、申し訳ありませんが持っておりません。

(石橋会長)

地域の縁がわが何箇所できたとしても、それを障がいのある方が利用しているかどうかというのは大きいから、何人というピッタリとした数字でなくてもいいですよ、障がいのある方の利用は割と少ないようですよとか、障がいのある方の利用を進めないといけなとか、そういう考え方だけでもいいので、次回それが分かる資料があればいいような気がします。

他にありましたら、どうぞ。

他に問題点や指摘したいことがあるかもしれませんが、次期計画の中にどういうふうに反映させていくかという話が重要ですので、先に次期計画のおおまかな話をした後で、第4期計画の実施状況の話があれば聞きたいと思います。

それでよろしいでしょうか。

それでは、次の議題2について、事務局から説明をお願いします。

議題②：第5期熊本県障がい者計画の体系（案）について

※資料2、資料2-2及び資料2-3により事務局から説明

（石橋会長）

次期計画の体系、おおまかな柱を説明していただきました。今回は、国の第3次障害者基本計画に合わせて4つの分野別施策の方向性を掲げています。漏れているものはないかとか、御意見があればどうぞ。

それでは私から。国の施策の外出・移動のためのソフト面の取組み、移動支援の取組みは、県の第5期計画ではどこに入るのですか。

（事務局）

移動支援につきましては、施策項目例に挙げておりませんが、施策の方向性「環境を整備する」の中の「安心・安全」の取組みとして御検討いただこうと思っています。ただ、この移動支援につきましては、非常に大事という意見が以前三浦委員からもありましたので、分科会としては環境整備分科会を中心にと考えてはおりますが、他の分科会でも議論になる部分があるかと思しますので、移動支援に関する情報については各分科会に同じように提供をさせていただきたいと思っております。ただし、フィールドと言いましょか、分野としては、「環境を整備する」の中の「安心・安全」で整理をさせていただこうと思っています。

（石橋会長）

移動については、どこでしないといけないというものではないので、全分野に関わってくるので、他の分科会で議論してもいいということにしましょう。

他にどうぞ。

（三浦委員）

一点確認をさせてください。平成27年度から平成32年度までという6年間の期間を想定されていますけれども、国の第3次障害者基本計画の期間が平成25年度から平成29年度という5カ年計画になりました。これについては、従来10カ年計画であったのが、時勢が変わるということで5年に短められた訳なんです。ですから、国の第4次計画ができる時にも、熊本県の場合は第5期計画が続いているということになりますので、6年間という期間をみる場合に、やはり3年と3年で一回一回見直しというか、きちっとした評価が必要なのではないかと思います。障がい者制度改革はいったん終了しましたがけれども、熊本県は障害者権利条約等をよく読み込んで計画案に盛り込んでつくってくださっておりますので、この審議会ですっかり議論すればいい計画ができると思うのですが、やはり評価・見直しの時期を予め設定していただければと思います。

（石橋会長）

このことについて、事務局どうぞ。

（事務局）

三浦委員から御指摘いただいたとおりでございます。6年間ということで国よりも長い期間を想定しておりますが、障がい福祉計画から数値目標を取り込む関係で、障がい福祉計画の見直しの時期に当たる3年目には数値目標を見直す関係で、障がい者計画の見直しも必要になって参ります。それ以外でも、例えば国の方で抜本的な法改正ですとか大きな動きがありましたら、当然それに伴い計画の見直しが必要になると思っておりますので、一つのタイミングとしまして3年間というのがちょうど中間のところで見直しのタイミングと考えているところでございます。

(石橋会長)

よろしいですか。
他にどうぞ。

(岩崎委員)

熊本県障害児・者親の会連合会の岩崎と申します。一つお尋ねしたいんですけれども、平成24年度から平成26年度までが、第3期障がい福祉計画の期間だったと思うのですが、その中で、障害福祉サービスの必要な見込み量というのが出されていると思うのですが、それはこの第4期障がい者計画の数値目標の中で参考にされているのか、それとも新たなものとして算出されているのか、そのことをお尋ねしたいということです。

それから、今6年間という期間が長すぎるということで、見直しということをお願いしていただきましたけれども、例えば短期入所ですとか生活介護ですとか、先ほど放課後等デイサービスについては、乱立ではないですけれども増えすぎているということも言われましたけれども、その中で例えば、医療的ケアが入っている生活介護ですとか、短期入所については、医療が必要な人にとっては数がやはり少ないんですね。それで、数だけで挙げていってしまいますと、その数の中に医療的ケアが入っているかそうでないかが関係なくなってしまう、必要なところが増えず、単に数だけが増え過ぎてしまっているという形になってしまうと思います。その辺のところの見直しというのを、中間の見直しの時点でしていただきまして、計画を修正していただくということをお願いしたいと思っております。

(石橋会長)

事務局から何かありますか。

(事務局)

今岩崎委員から御意見いただいた点ですが、まず、障がい福祉計画の数値目標と、この障がい者計画の数値目標との関係性のことについてお答えいたします。資料1に数値目標を掲載しておりますが、障がい福祉計画の数値目標をそのまま障がい者計画の数値目標として入れ込んでおります。分かりやすいのが資料1の3ページと4ページで、ここに数値目標の一覧表を掲載しておりますが、ここに挙げております数値目標、障害福祉サービスの目標に関しましては、現在の福祉計画、これは今年度末までの計画となっております、これと全く同じ数値目標を挙げております。なので、現在の福祉計画の中には、児童関係の数値目標が入っていないのですが、次期の福祉計画には児童関係の数値目標が入る予定になっておりますので、次期の第5期障がい者計画に関しましては、同じく次期福祉計画の児童関係を含めた数値目標がそのままこの障がい者計画の前期、3年間の数値目標にな

る予定になっております。

また、医療的ケアに関する数値目標の見直しについても御指摘いただきましたが、数値目標の見直しに関しましては、繰り返しになりますが、基本的には3年ごとの見直し、特に福祉計画の数値目標に関しては3年サイクルというのが基本的には決まっておりますので、そこできちんと数値目標を見直していきたいと考えております。以上でございます。

(石橋会長)

数値目標は、毎回計画をつくるたびに議論になって、何を捉えて数値目標にするか、数をどのぐらいに設定していくかということ、それはまた今回も議論になっていくと思いますので、分科会でもどのような項目を数値目標としたらいいのかという議論を再度やっていただきたいと思います。分科会でもそのような意見を出されてくださいね。

他にどうぞ。

なければ私から。この新しい計画の「権利を擁護する」という項目は、これは初めて前面に出してきた、それは障害者権利条約の批准ですとか、障害者基本法の改正で、今までは福祉サービスの充実ということだったのが、基本的人権を享受する、個人として尊重されるという、人間の尊厳という方向に発想が変わってきているから、この分野は重要だと思います。このことを入れて計画をつくっていかうと思います。

この分野はどの分科会で検討するんでしたかね。

(事務局)

第1回の分科会で御説明したところでは、生活支援分科会で御検討いただくよう考えておりましたが、これも非常に大事なテーマでございますので、状況に応じて各分科会で御意見を出していただくことになると思っています。

(石橋会長)

生活支援分科会の分野はかなり広いですからね、大変かもしれませんから、生活支援分科会だけではなく、他の分科会でも議論していいことにしましょう。

それから、国では成年後見制度という名称でしか出ていないけど、例えば、社協でやっている日常生活自立支援事業なんかは非常に重要ですからね、障がい者がいろんな制度を利用しながらやっていくこと、重複的な利用が大事ですから、そういうのも念頭に置いて計画を検討するということを分科会にお願いしたいと思います。

ここに書いている以外のことでも、どんどん取り入れて議論していくことにしましょう。

確かに日常生活自立支援事業は重要で、生活支援員が足りなくて困っているという状況もありますし、やっぱり県としても支援していかななくてはならない、そういうここに書かれている以外の重要な問題についても、それぞれの分科会で議論していただくことにしましょう。

他にどうぞ。

大まかな柱としては、これでよろしいでしょうか。具体的にどうするかということが大事ですからね。

その他残されている説明は、スケジュールでしょうか。それとアンケートについても予定されているようですので、事務局から説明をどうぞ。

その他：第5期熊本県障がい者計画策定スケジュール等について

※資料3及び資料3-2により事務局から説明

(石橋会長)

はい、質問があれば、どうぞ。

(岩崎委員)

今回、実態調査を行っていただきまして、大変ありがたく思っております。日頃私どもが声を上げていることが、数字で明らかになった、また、それぞれの意見を報告書の後ろに掲載していただいております。こういったところから、実態が明らかになったのではないかと思っております。

その重症心身障がい児者の生活調査報告の中で、「今後の生活に関する意向」というところで、このままずっと自宅で生活をさせたい、それから、強度行動障がい児者の実態調査の中でも、大多数は、今後の生活場所として、このまま在宅で生活をさせたいというのが60.7パーセントということで大変多いんですけども、親の気持ちとしては、本当にこのままずっと在宅で暮らさせたいという思いがあるんですけども、親が病気になった時、また親亡き後といった時には、やはり重い障がいの子どもたちの生活の場所、居場所というのをとても不安に思っております。居住というところを施策に加えていただきたいと思いますと思っております。私も1月に手術を要するような大病をしまして、その時にも、子どもの介護ということに大変不安を感じました。そしてまた死ということも、私自身も意識をしたということでしたから、自分がいなくなった後の子どもの居場所というのを大変心配しております。また、考えていかなければならないということを改めて痛感しております。ぜひとも今後、親亡き後の居場所というところを考えていただきたいと思います。また、国の方でも、小規模の入所、30名程度の入所施設を検討されていることでもありますので、そういったことを県の方でも少し御検討いただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

(石橋会長)

はい、よろしいですか。

ところで、この強度行動障がい児者の実態調査というのは、対象を限って行ったのは初めてですか。

(事務局)

はい。

(石橋会長)

それではなおさら、次期の計画にどのように反映していくかということを考えていかなければならないですね。事務局の方でも工夫をされてください。

他にありませんか。

この計画に係るアンケートについては説明をしなくていいんですか。この調査票は皆さんに見ていただくということですか。

(事務局)

はい。

(石橋会長)

毎回計画策定ごとにアンケートをするんだけど、アンケートは、誰を対象に、どのような内容でどのような質問の仕方をするかということが重要ですから、障がいのある方にお尋ねするのに、あんまりこのようなことは聞かない方がいい、こういう質問の方がいいのではないかということ、皆さんに聞いて作られた方がいいんじゃないですか。そうされているんですね。

(事務局)

はい。今、各団体の方などに聞いているところでして、いろいろ御意見を頂戴しておりますので、それを反映した形で、アンケートを実施したいと思っております。

(相藤委員)

今のアンケートの対象なんですけれども、毎回言っていますけれども、特に身体障害者手帳を持っていらっしゃる方の7割以上が65歳以上の方であります。年齢ごとにニーズが非常に異なってくるということがあります。若い人たち、特に生産年齢人口に当たる人たちにとっては、就労というのが生活の中ですごく大事でしょうし、65歳以上の方々のニーズとはまた異なってくると思います。先ほどの地域の縁がわも高齢者の利用が多いということ、石橋先生がおっしゃっていましたが、そういう意味では、障がいのある方も利用はされているんですけれども、その中で高齢の方が多いということになっていたのだと思います。

それから、アンケートは、もし出来ますならば、無作為に抽出される場所でも、年代別と障がい別ということ、少しクロスしたところで抽出していただいてアンケートをしていただくならば、そのニーズがより詳細に見えてくるのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

(石橋会長)

いいですか。

アンケートは、スケジュールによりますと6月実施ということで、皆さんはアンケートが非常に重要だということ、御存知ですし、計画の基礎になりますので、こういうアンケートをしてほしいとか、こういう方々に聞いてほしいといった御意見がありましたら、直接事務局におっしゃっていただきたいと思っております。

他に事務局から説明することはありますか。

(事務局)

次回分科会の日程について御説明をさせていただきます。第2回の分科会ですが、生活支援分科会は6月5日木曜日午後2時から開催したいと思っております。また、社会参画分科会は6月6日金曜日午前10時から、環境整備分科会は6月4日水曜日午後2時からと考えております。いずれも、県庁新館3階、障がい者支援課横の健康福祉部聴聞室で開

催を予定しております。よろしくお願いいたします。

(岩崎委員)

すみません、もう一つお尋ねしたいんですけれども、第5期熊本県障がい者計画の冊子が作られると思うのですが、その前のページの方には、身体障害者手帳の所持者数ですとか、療育手帳の所持者数ですとか、そういったデータを掲載されるのでしょうか。そういったことが毎回掲載されると思うんですけれども、今回も予定があるのでしょうか。

(事務局)

現計画も載せておりますし、次期計画にも載せる方向で考えております。

(岩崎委員)

その時にですね、難しいかもしれないと思うのですが、せっかく重症心身障がい児者や強度行動障がい児者の実態調査の結果がかなり正確に出ておりますので、これを掲載していただく訳にはいかないでしょうか。このデータというのが、後々のいろんな所のデータとして残っていくのではないかと、参考にしていただけるのではないかとこの思いがありまして、これを載せていただければ大変有難いと思います。

(事務局)

データや調査結果につきましては、できる限り載せる方向で考えたいと思っております。

(石橋会長)

では、御検討いただきたいと思います。

他にありませんでしょうか。

今年度の審議会はですね、分科会の意見を受けて審議会を、審議会の審議結果を受けて分科会を、と交互にやっていきます。ですから事務局で進め方を工夫されて、いつも同じテーマがどっときてということになると、なかなか先に進めないからですね、進め方を検討しておいてください。

では他に何か、スケジュールとか、進め方についての御意見などありますか。

なければ、本日予定していた議題は終了しましたので、これで審議会を終了してよろしいでしょうか。

それではこれで終わります。